

第4次豊川市地域福祉計画

第5次豊川市地域福祉活動計画

骨子案

【令和5年度～令和9年度】

豊 川 市

豊川市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	2
(1)「地域福祉」の考え方	2
(2)「地域共生社会」とは	2
(3)「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方	2
2 計画策定の背景と趣旨	3
3 計画の概要	5
(1)計画の根拠となる法律等	5
(2)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係	6
(3)関連計画との関係性	6
(4)SDGs（持続可能な開発目標）の推進について	7
(5)計画の期間	7
(6)計画の策定体制	8
第2章 豊川市の現状と課題	9
1 統計からみる現状	10
(1)人口の状況	10
(2)世帯の状況	10
(3)子ども・子育ての状況	11
(4)高齢者の状況	11
(5)障害者の状況	12
(6)その他の支援を求める人の状況	13
(7)相談の状況	13
(8)地域活動等の状況	14
2 各種アンケート調査結果	16
(1)市民アンケート調査結果概要	16
(2)活動者アンケート調査結果概要	20
3 福祉団体ヒアリング調査結果	24
4 地域福祉懇談会	29
5 本市の地域福祉の主要課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 本市における地域の範囲	32
2 基本理念	33
3 基本目標	34
4 施策体系	35

第4章 施策の展開.....	36
基本目標 1	37
基本目標 2	37
基本目標 3	37
基本目標 4	37
第5章 計画の推進に向けて	38
1 計画の推進体制	38
2 計画の進行管理	38
第6章 地域の取り組み	39
1 東部中学校区懇談会	40
2 南部中学校区懇談会	40
3 中部中学校区懇談会	40
4 西部中学校区懇談会	40
5 代田中学校区懇談会	40
6 金屋中学校区懇談会	40
7 一宮中学校区懇談会	40
8 音羽中学校区懇談会	40
9 御津中学校区懇談会	40
10 小坂井中学校区懇談会	40
第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画	41
第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み	42
第9章 資料編	43

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

(1)「地域福祉」の考え方

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、市民や地域福祉団体、社会福祉協議会、行政が互いに協力して、高齢や障害、子育て、生活困窮等さまざまな理由により課題を抱える人々の福祉ニーズや身近な地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

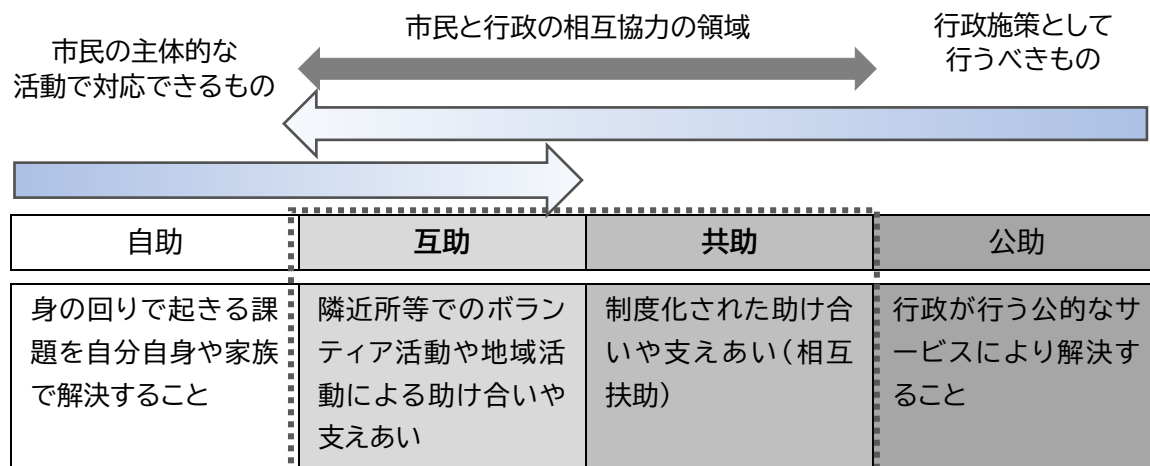
地域福祉の主体となるのは、地域に関わるすべての人です。地域に暮らすすべての人が日頃からつながりを持ち、関わり合いながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めて行くことが重要です。

(2)「地域共生社会」とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担をするのではなく、多様な主体がそれぞれ役割をもち、地域の関係団体等とつながりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、誰一人取り残さない地域をともに創っていく社会のことです。このことにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間にある課題（これまでの制度で対象とならなかった課題）」に対し、関係機関が連携し、柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。

(3)「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たし、お互いが力を合わせる関係づくりが必要であり、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点が重要です。



2 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、世帯構成や生活スタイルは多様化し、地域社会における支えあい機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。

さらに、8050 問題や老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱えている世帯や、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く課題はますます多様化、複雑化しています。

そういった中で、国は平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針を示しました。

その後、平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、令和 2 年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重しあいながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業※の創設等が新たに規定されました。

豊川市（以下、「本市」という。）では、平成 29 年に「第 3 次豊川市地域福祉計画」を定め、誰もが住みやすい地域をめざし、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を持ち、互いに協力しあえる地域づくりを推進してきました。

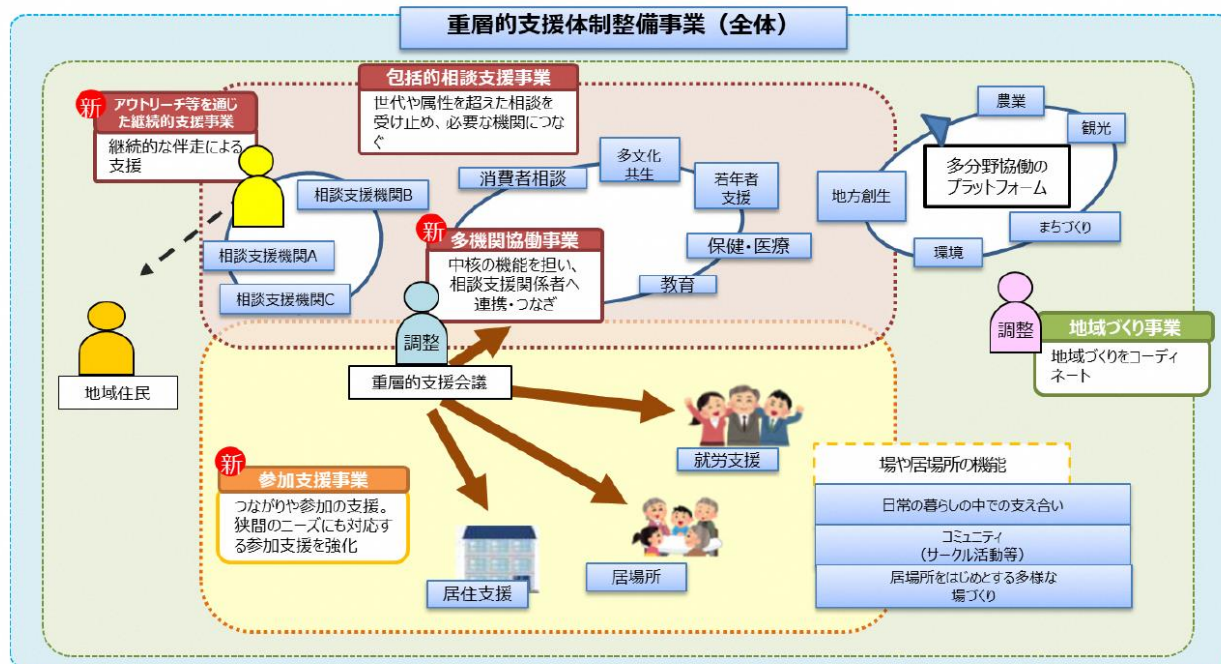
このたび、「第 3 次豊川市地域福祉計画」（以下、「前回計画」という。）の計画期間が令和 4 年度で終了することから、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和 5 年度からの 5 年間を計画期間とした「第 4 次豊川市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※重層的支援体制整備事業：住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっています。

そのため、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制を構築する事業です。

本市では、令和 5 年度からの実施を目指し、令和 3 年度から移行準備をすすめています。

■重層的支援体制整備事業イメージ



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ ロ ハ ニ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
			【障害】 障害者相談支援事業
			【子ども】 利用者支援事業
			【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ ロ ハ ニ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
			【介護】 生活支援体制整備事業
			【障害】 地域活動支援センター事業
			【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

3 計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に基づき設置・活動を行っている社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」を包含しています。

■社会福祉法(令和3年4月1日改正)抜粋

(地域福祉の推進)

- 第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及び その世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

- 第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

- 第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができるとともに、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉を推進する上で、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が同じ方向をめざし、連携しながら地域福祉の取り組みを推進することが重要です。平成20年の第2次の計画策定から、豊川市と社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進するため、第2次地域福祉計画と第3次地域福祉活動計画を一体的に策定しました。本計画においても「第4次豊川市地域福祉計画」と「第5次豊川市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

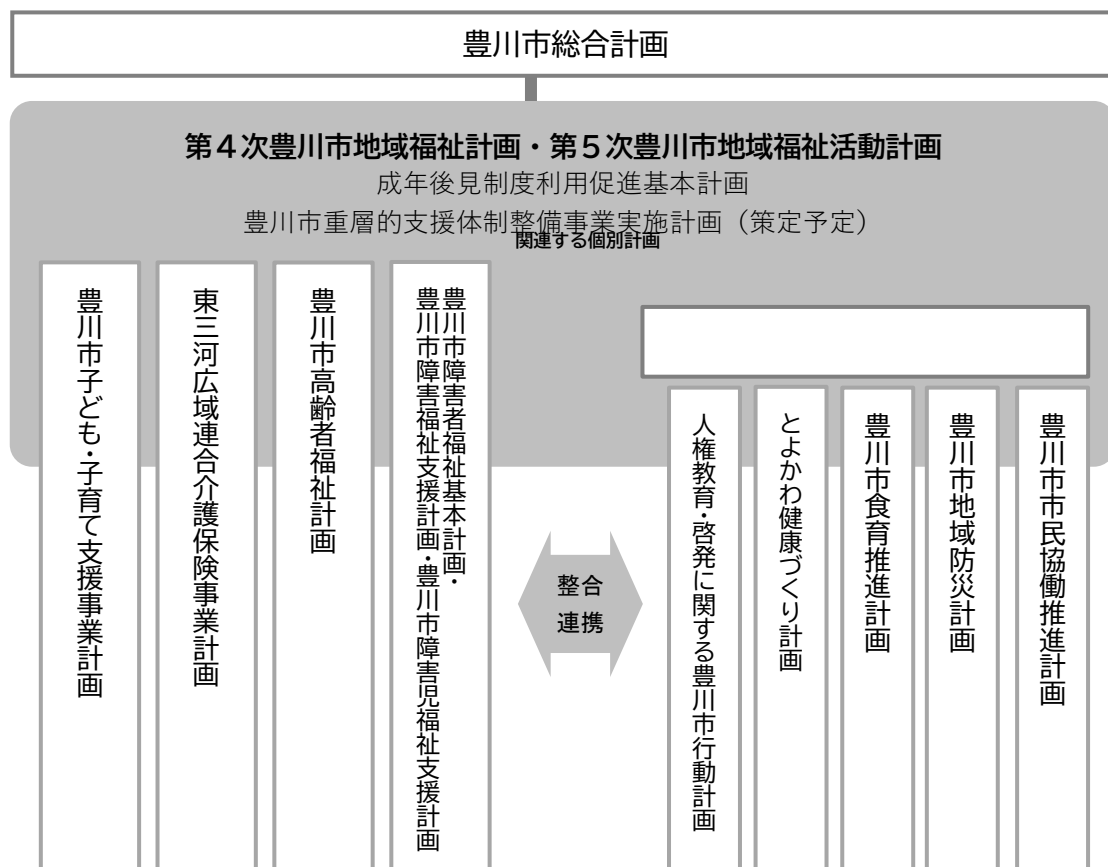
(3) 関連計画との関係性

本計画は、本市のまちづくり施策の基本指針である「豊川市総合計画」と整合を図ります。

また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画になったことを踏まえ、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」「豊川市高齢者福祉計画」「豊川市障害者福祉基本計画」「豊川市障害者福祉支援計画・豊川市障害児福祉支援計画」等、総合計画を上位計画とし、高齢者、障害者、児童等関連する個別計画を横断的にとらえるとともに、その他関連する個別計画と整合を図ります。

なお、重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、実施計画の策定が努力義務として規定されており、本市が事業開始の際には、本計画と一体的に推進する計画として位置付けていきます。

■各種計画との関係



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17 の大きな目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざす SDGs の視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本計画の推進にあたり、SDGs の趣旨を踏まえて、本市の地域福祉施策を展開します。

■SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標



(5) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、国、愛知県等の動向を踏まえるとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画との整合性を考慮して、進めていきます。

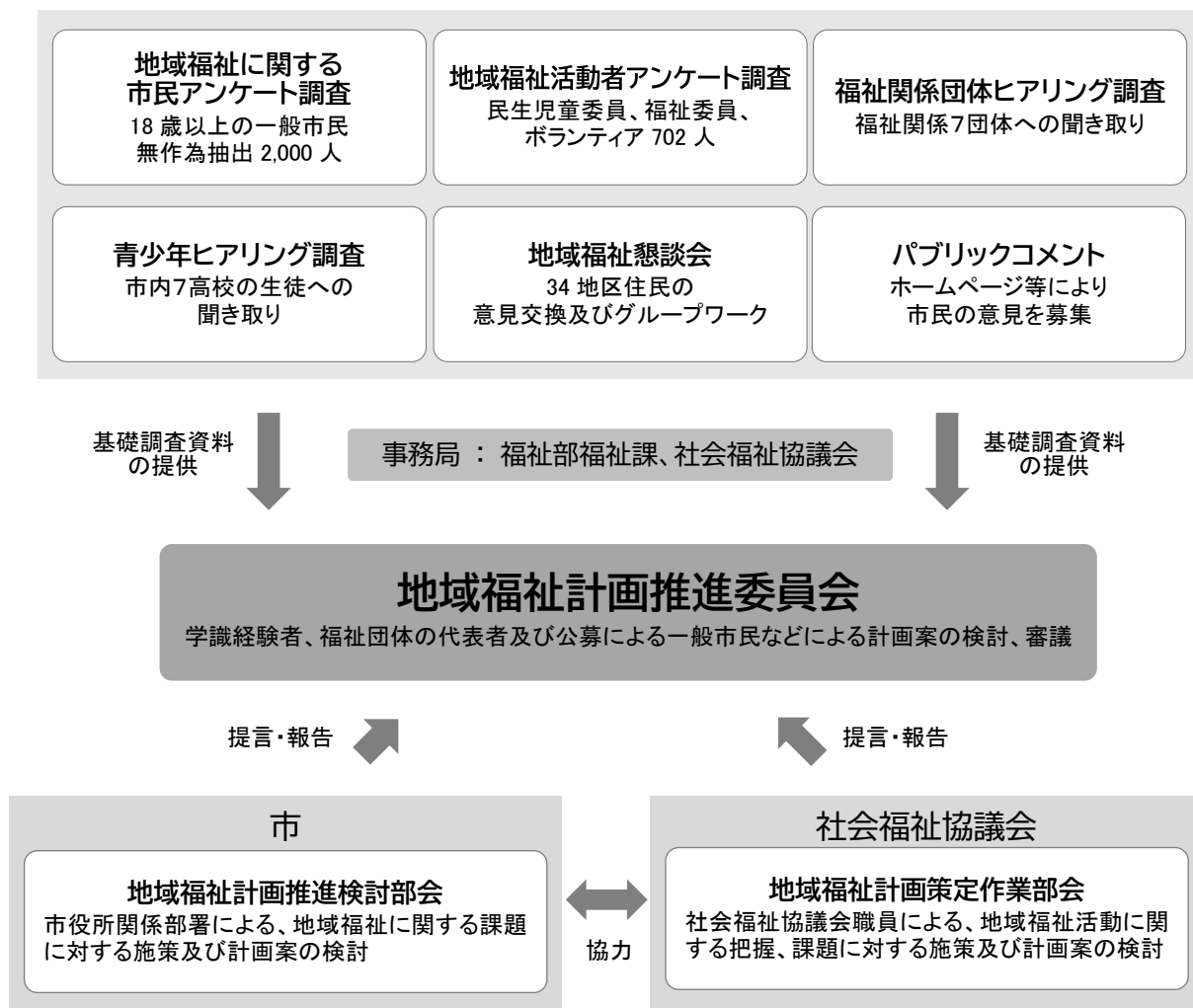
■計画の期間

年度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
豊川市総合計画	第 6 次					
豊川市地域福祉計画	第 3 次	第 4 次				
豊川市子ども・子育て支援事業計画	第 3 次					
豊川市高齢者福祉計画	6 か年					
豊川市障害者福祉基本計画	第 4 次					
豊川市障害福祉支援計画・ 豊川市障害児福祉支援計画	第 6 期／第 2 期					

(6) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、市民アンケートの実施や連区単位の地域福祉懇談会を開催するとともに、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議しました。

■計画の策定体制



第2章 豊川市の現状と課題

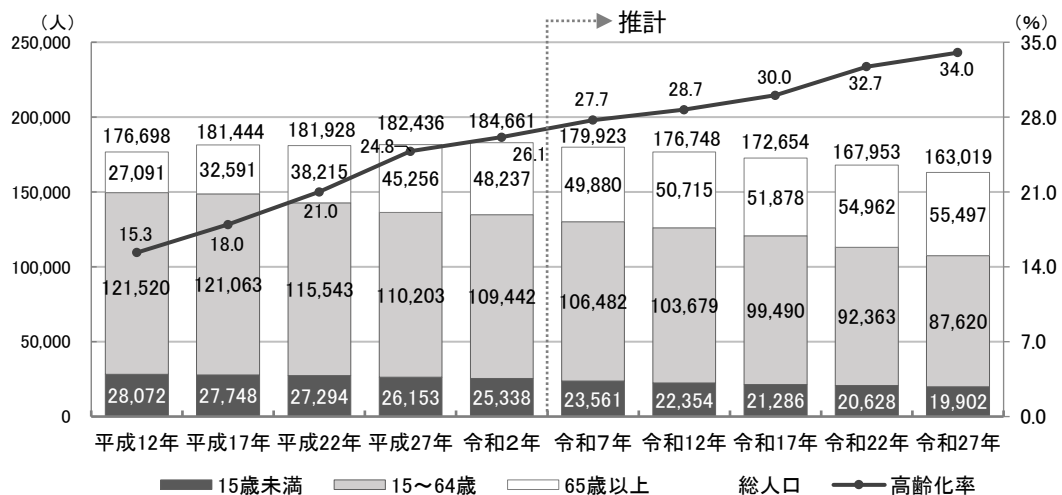
1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口は、令和2年度まで増加していましたが、令和7年度にかけては減少に転じ、今後は人口減少が見込まれます。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移・推計



資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

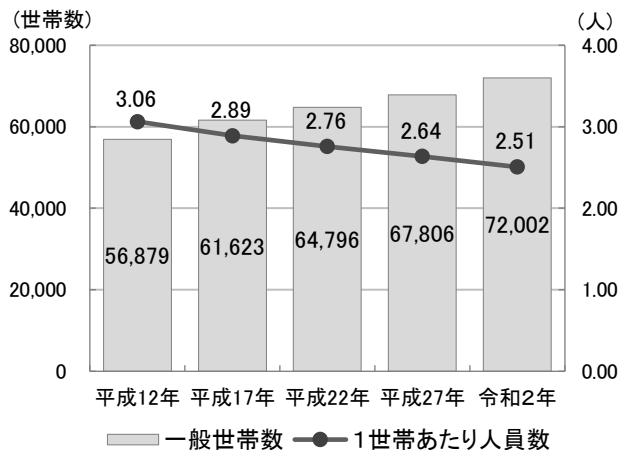
※高齢化率…総人口に占める 65 歳以上人口の割合

(2) 世帯の状況

一般世帯数は増加、一世帯あたり人員数は減少しています。

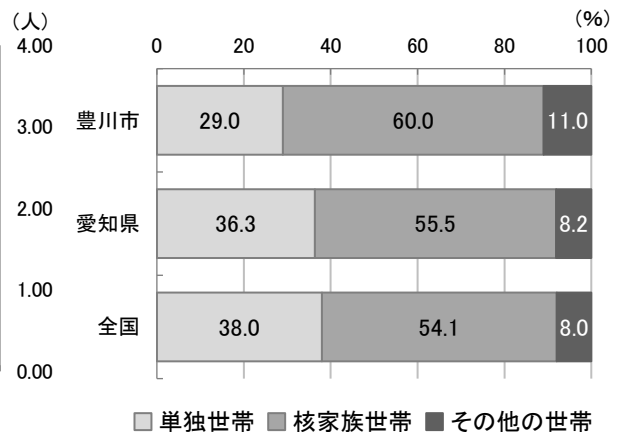
世帯の家族類型別割合は、全国、愛知県と比較すると、本市は核家族世帯の割合が高くなっています。

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の全国・愛知県との比較

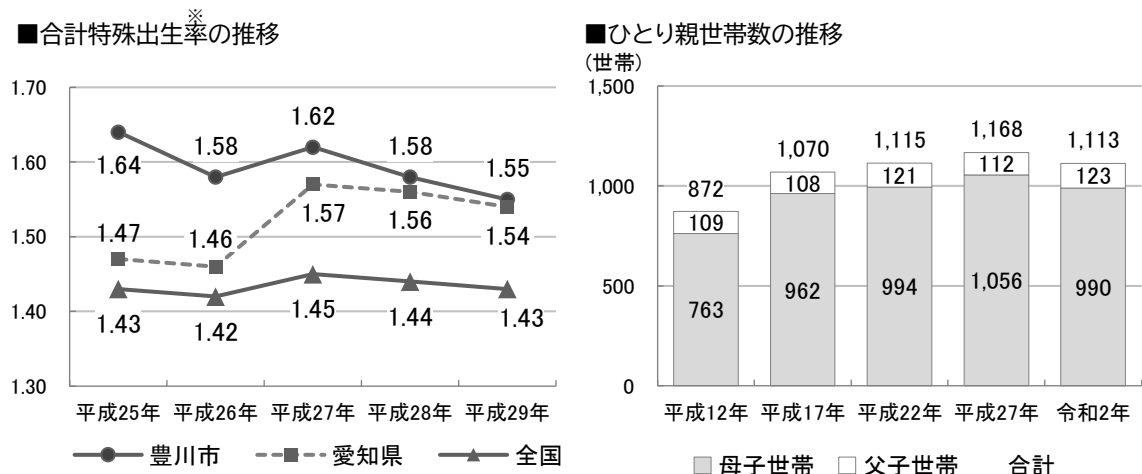


資料：国勢調査（令和2年）

(3) 子ども・子育ての状況

合計特殊出生率は、全国、愛知県と比較してわずかに高い水準で推移していますが、減少傾向にあります。

母子世帯数・父子世帯数は、平成27年までは増加傾向にありましたが、平成27年から令和2年にかけて減少しています。



出典：市…愛知県衛生年報、国・県…厚労省公表値

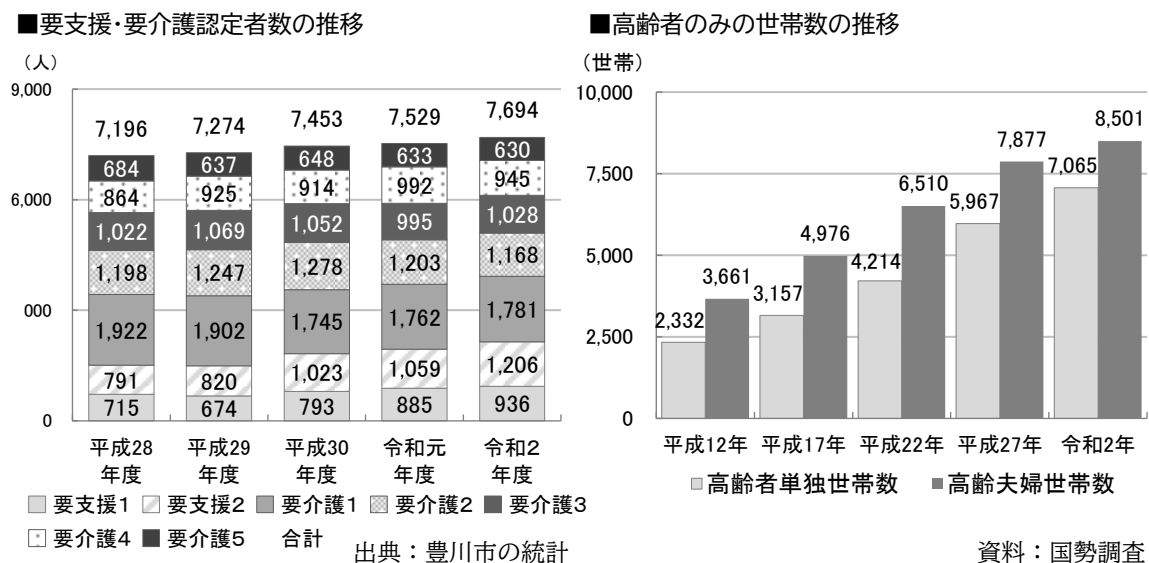
資料：国勢調査

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(4) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、特に比較的軽度の要支援1、要支援2が大きく増加しています。

高齢者のみの世帯数については、高齢単独世帯数、高齢夫婦世帯数ともに増加しています。



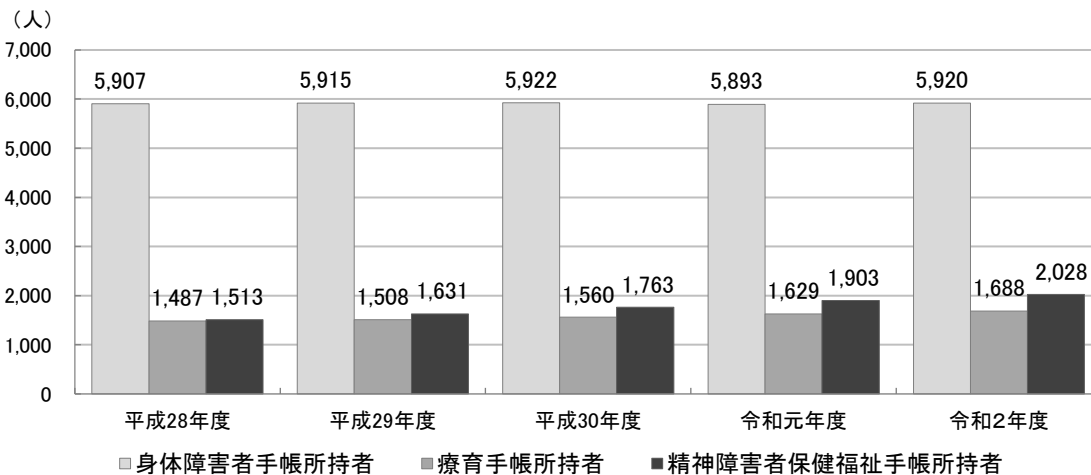
出典：豊川市の統計

資料：国勢調査

(5) 障害者の状況

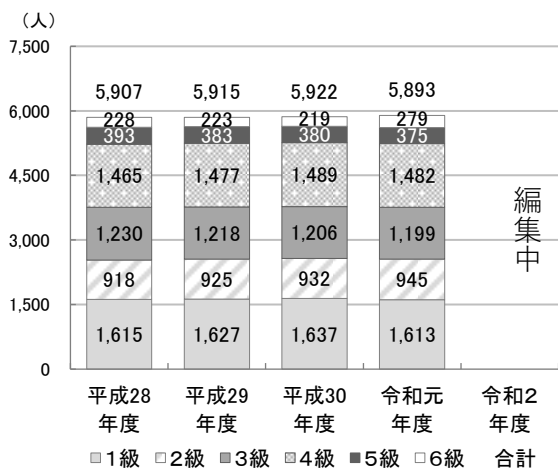
障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数に大きな変化はありませんが、療育手帳所持者数と精神障害者手帳所持者数は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



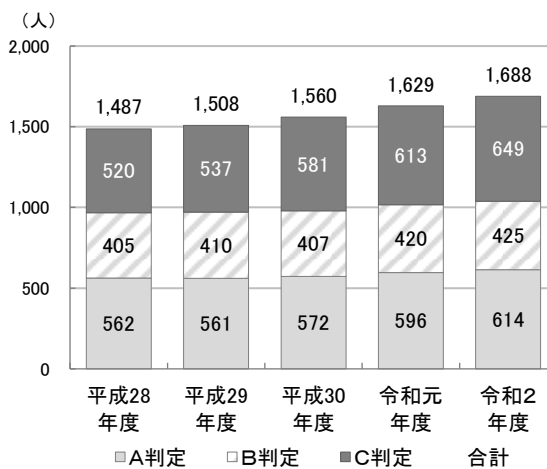
資料：福祉課（各年3月末日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



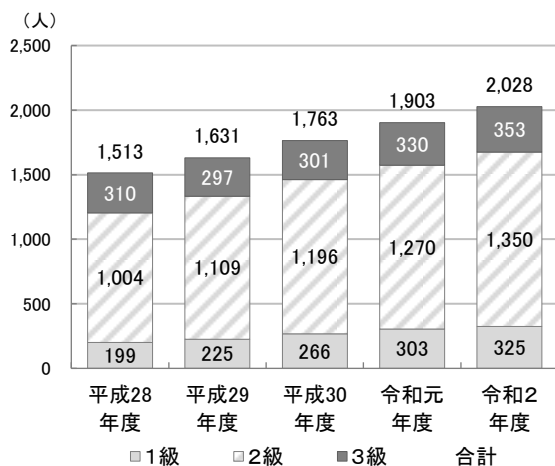
資料：福祉課（各年3月末日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月末日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

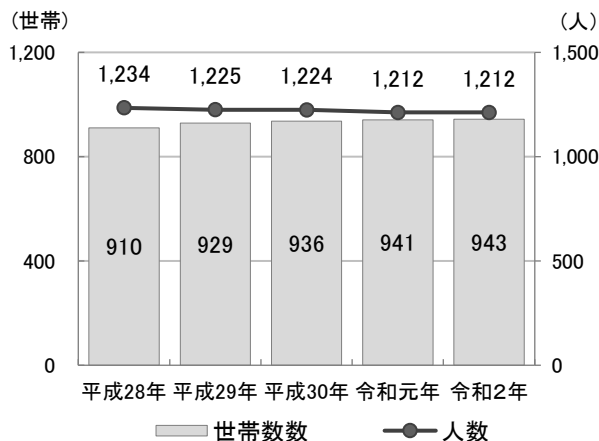


資料：福祉課（各年3月末日現在）

(6) その他の支援を求める人の状況

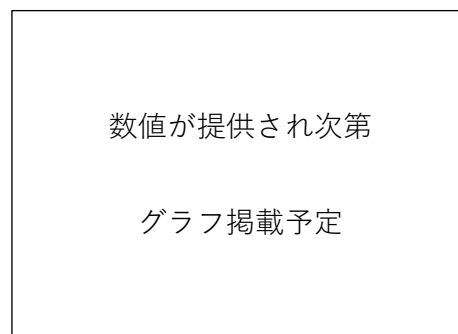
生活保護世帯数は微増傾向にありますが、受給者数は、減少から横ばいとなっています。

■生活保護世帯数・受給者数の推移



資料：福祉課（各年3月末日現在）

■小・中学校就学援助費支給人数の推移



資料：教育委員会決算資料

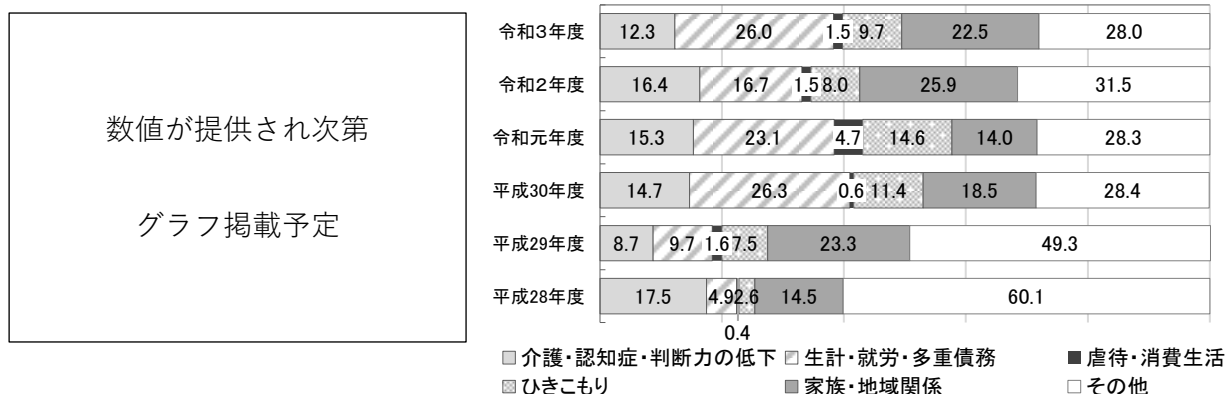
※就学援助費支給・・・学校教育法第19条の規定に基づくもので、経済的な理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校教育費、医療費の援助を行う

(7) 相談の状況

地域包括支援センター（高齢者相談センター）及び出張所に配置された、地域の福祉の相談役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が受け付けた相談件数は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始した令和3年度で1,356件となっています。相談内容は、「生計・就労・多重債務」や「虐待・消費生活」の割合が高くなっています。

■福祉の総合相談窓口の相談件数の推移

■福祉の総合相談窓口の相談内容の内訳



資料：社会福祉協議会（各年3月末日現在）

※コミュニティソーシャルワーカー・・・注釈の記載（第3次同様）

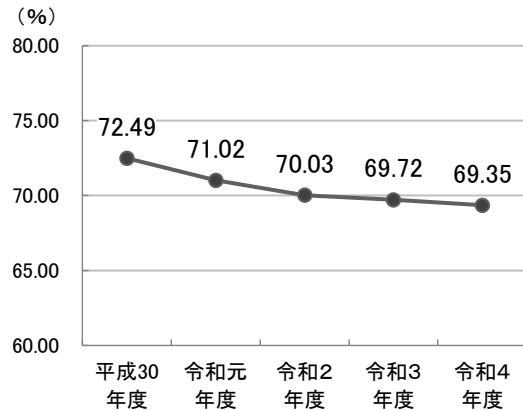
※高齢者相談センター・・・注釈の記載（第3次同様）

(8) 地域活動等の状況

町内会加入率は、年々減少しています。

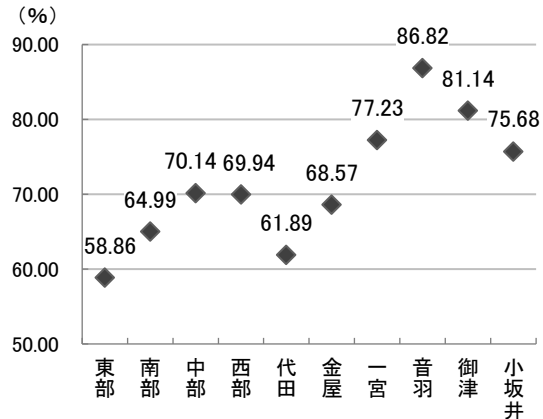
中学校区別では、音羽中学校区が86.82%で最も高く、東部中学校区が58.86%と最も低くなっています。

■町内会加入率の推移



資料：市民協働国際課（各年4月1日現在）

■中学校区別の町内会加入率



資料：市民協働国際課（令和4年4月1日現在）

■地区別の民生委員児童委員数

地区	委員定数	地区	委員定数	地区	委員定数
東部中学校区	60(59)	代田中学校区	20(21)	御津中学校区	23(23)
南部中学校区	43(43)	金屋中学校区	25(25)	小坂井中学校区	36(35)
中部中学校区	22(21)	一宮中学校区	24(24)	合計	302(299)
西部中学校区	31(30)	音羽中学校区	18(18)		

資料：福祉課（令和4年12月1日）

※表中（）内は平成29年4月1日

※民生委員児童委員定数・・・3年に1度、地区の実情に応じて定数の見直しを行います。

■地区別の福祉委員数

地区	委員数	地区	委員数	地区	委員数
東部中学校区	54(76)	代田中学校区	63(69)	御津中学校区	29(26)
南部中学校区	104(135)	金屋中学校区	37(38)	小坂井中学校区	187(160)
中部中学校区	89(75)	一宮中学校区	86(70)	合計	854(848)
西部中学校区	139(141)	音羽中学校区	66(58)		

資料：社会福祉協議会（令和4年4月1日現在）

※表中（）内は平成29年4月1日

ふれあいサロン設置数は、平成 29 年の 151 ヶ所から令和 4 年の 138 ヶ所と 13 ヶ所減少しています。

■地区別のふれあいサロンの設置数

地区	設置数	地区	設置数	地区	設置数
東部中学校区	25(30)	代田中学校区	7(10)	御津中学校区	15(16)
南部中学校区	27(25)	金屋中学校区	8(9)	小坂井中学校区	15(16)
中部中学校区	5(6)	一宮中学校区	13(13)	合計	138(151)
西部中学校区	18(21)	音羽中学校区	5(5)		

資料：社会福祉協議会（令和 4 年 4 月 1 日現在）

※表中（ ）内は平成 29 年 4 月 1 日

ボランティア・市民活動登録団体数は、平成 29 年と令和 4 年との比較では 35 団体減少しています。活動人数は、3,166 人減少しています。

■とよかわボランティア・市民活動センタープリオ登録団体数・活動人数

単位：団体、人

分野	団体数	人数
保健医療又は福祉の増進を図る活動	114(143)	2,639(4,130)
社会教育の推進を図る活動	7(9)	114(133)
まちづくりの推進を図る活動	7(7)	360(373)
学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	57(57)	3,405(4,531)
環境の保全を図る活動	27(27)	735(806)
災害救援活動	6(7)	516(614)
地域安全活動	17(21)	1,263(1,400)
人権擁護・平和の推進を図る活動	2(1)	26(18)
国際協力活動	2(3)	714(687)
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4(4)	86(151)
子どもの健全育成を図る活動	55(55)	2,527(2,707)
情報化社会の発展を図る活動	1(-)	7(-)
職業能力の開発・雇用機会の拡充を支援する活動	2(2)	24(15)
消費者の保護を図る活動	2(2)	51(69)
上記の活動団体の運営や活動に関する連絡助言援助活動	3(3)	111(110)
合計	306(341)	12,578(15,744)

資料：市民協働国際課（令和 4 年 7 月 31 日）

※表中（ ）内は平成 29 年 7 月 31 日

2 各種アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果概要

本調査は、市民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、実施しました。

■市民アンケート調査の概要

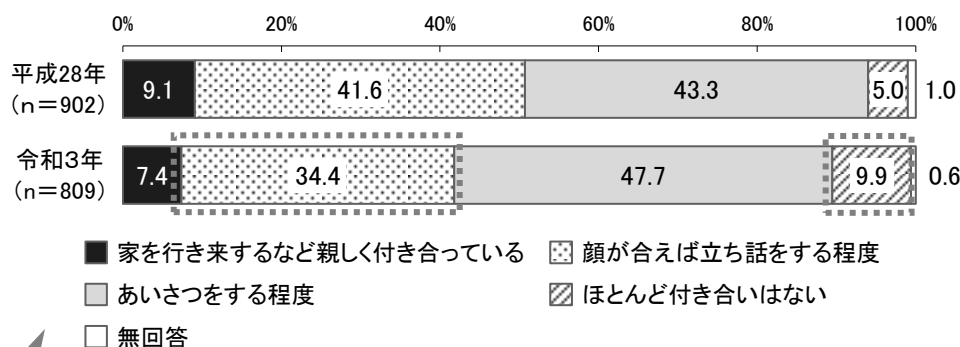
項目	内容
調査対象者	豊川市内在住の18歳以上の2,000人
抽出方法	住民基本台帳から層化無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年11月1日から12月15日
回収結果	有効回収数:809件 有効回収率:40.5%

①地域との関わりや支えあいについて

近所との付き合いについて、「あいさつをする程度」が最も高く、次いで「顔が合えば立ち話をする程度」となっています。経年で比較すると、特に「顔が合えば立ち話をする程度」が減少し、「ほとんど付き合いはない」が増加しています。

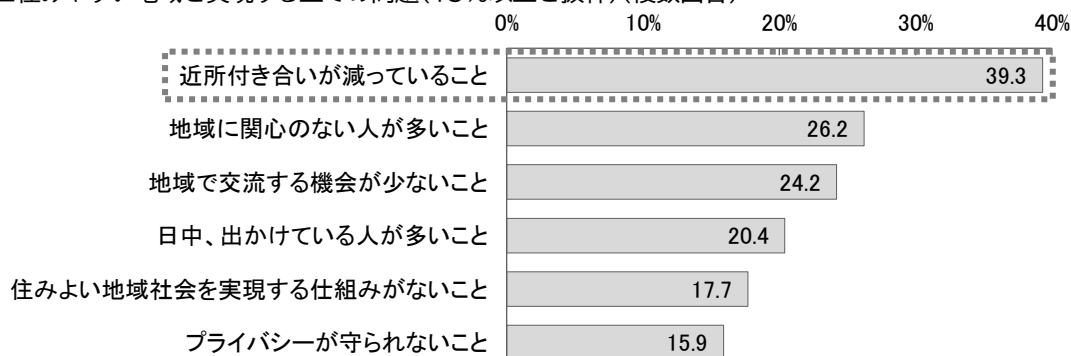
一方で、住みやすい地域を実現していく上での問題については「近所付き合いが減っていること」が最も高くなっています。

■近所との付き合いの程度(経年比較)(単数回答)



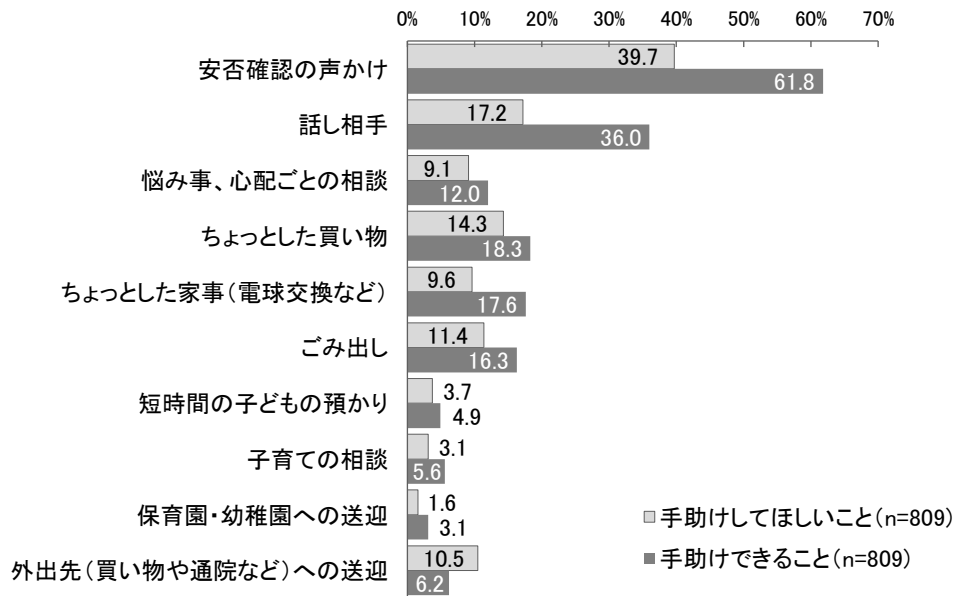
年齢別では、年齢が高くなるにつれて「家を行き来するなど親しく付き合っている」「顔が合えば立ち話をする程度」の割合が高くなっています。

■住みやすい地域を実現する上での問題(15%以上を抜粋)(複数回答)



自分が困った場合に手助けしてほしいこと、また、近所に困っている人がいた場合に手助けできることについて、ともに「安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「話し相手」が高くなっています。また、「外出先（買い物や通院など）への送迎」以外で、「手助けできる」が「手助けしてほしい」を上回っています。

■近所の人に手助けしてほしいこと・手助けできること（複数回答）



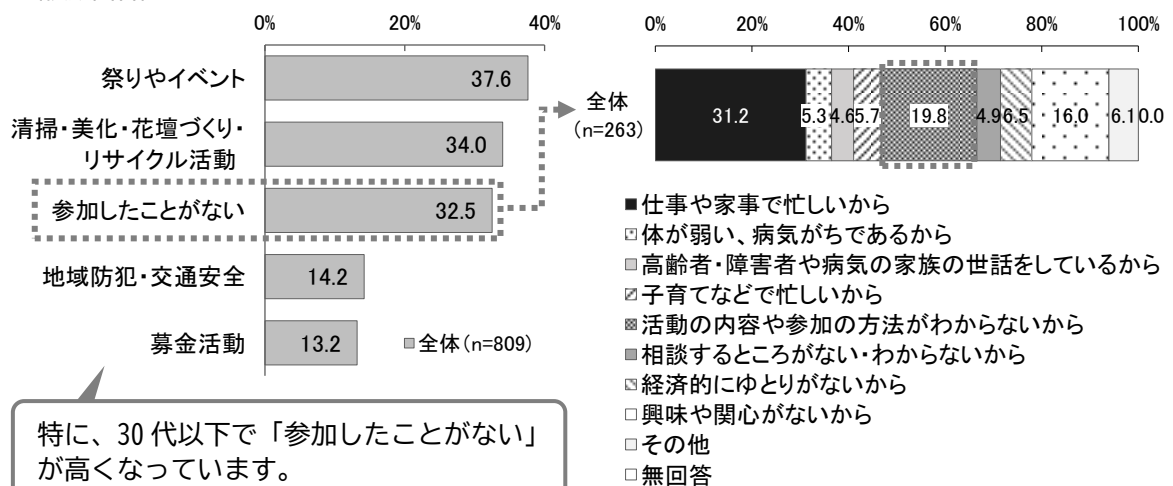
※「特にない」「その他」「無回答」を除く

②ボランティア・地域活動等への参加について

参加経験のあるボランティア・地域活動について、「祭りやイベント」が最も高く、次いで「清掃・美化・花壇づくり・リサイクル活動」が高くなっています。また、それらに次いで、約3割が「参加したことがない」と回答しています。

参加したことがない理由としては、「仕事や家事で忙しいから」が最も高く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからないから」が高くなっています。

■参加経験のあるボランティア・地域活動（10%以上を抜粋）（複数回答） ■参加したことがない理由（単数回答）

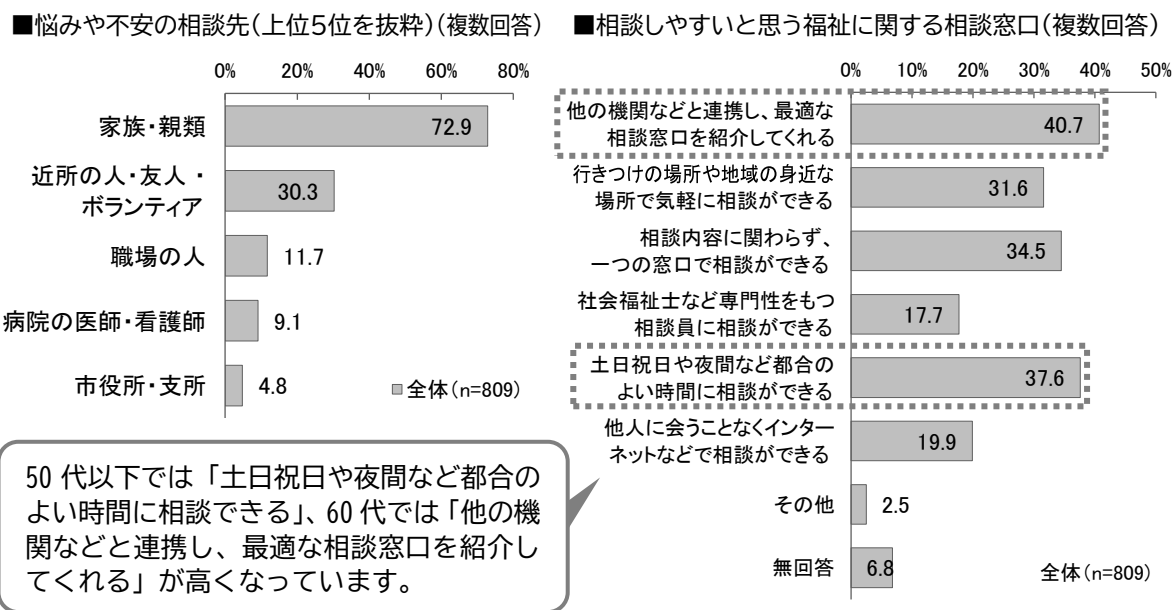


特に、30代以下で「参加したことがない」が高くなっています。

③不安や相談について

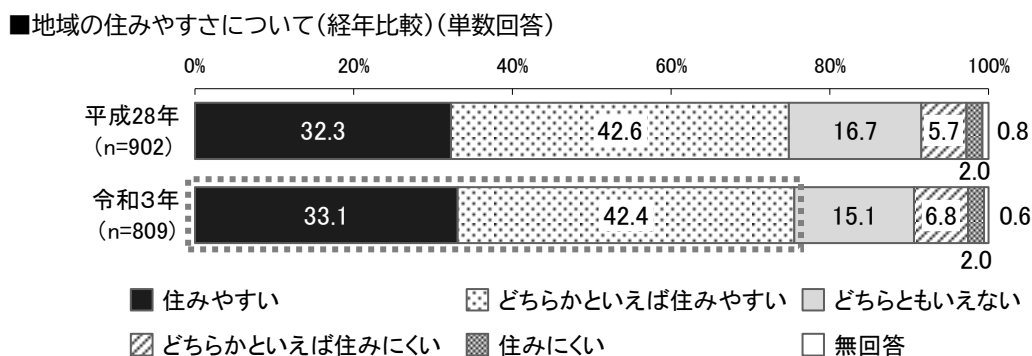
悩みや不安の相談先について、「家族・親類」が最も高く、次いで「近所の人・友人・ボランティア」が高くなっています。

相談しやすいと思う福祉に関する相談窓口について、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が最も高く、次いで「土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談できる」が高くなっています。



④地域福祉全般について

地域の住みやすさについて、『住みやすい』が7割以上で、『住みにくい』を上回っています。経年で比較しても、大きな変化は見られません。

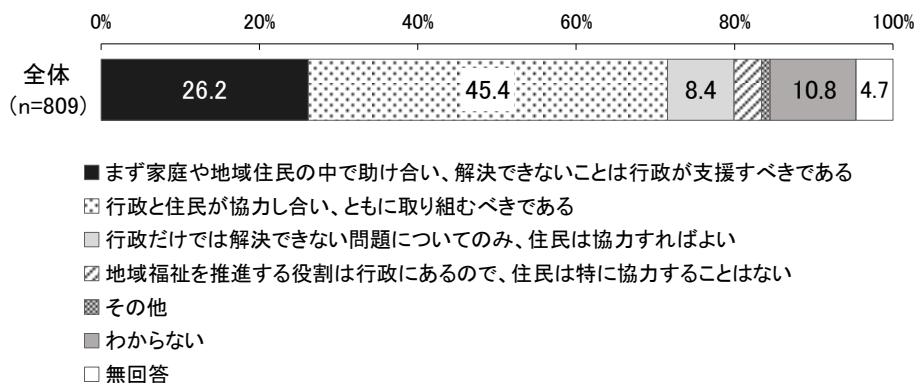


※『住みやすい』:「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計
 『住みにくい』:「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計

年齢別では、「住みやすい」の割合が20代以下と70代以上で高く、30代では低くなっています。

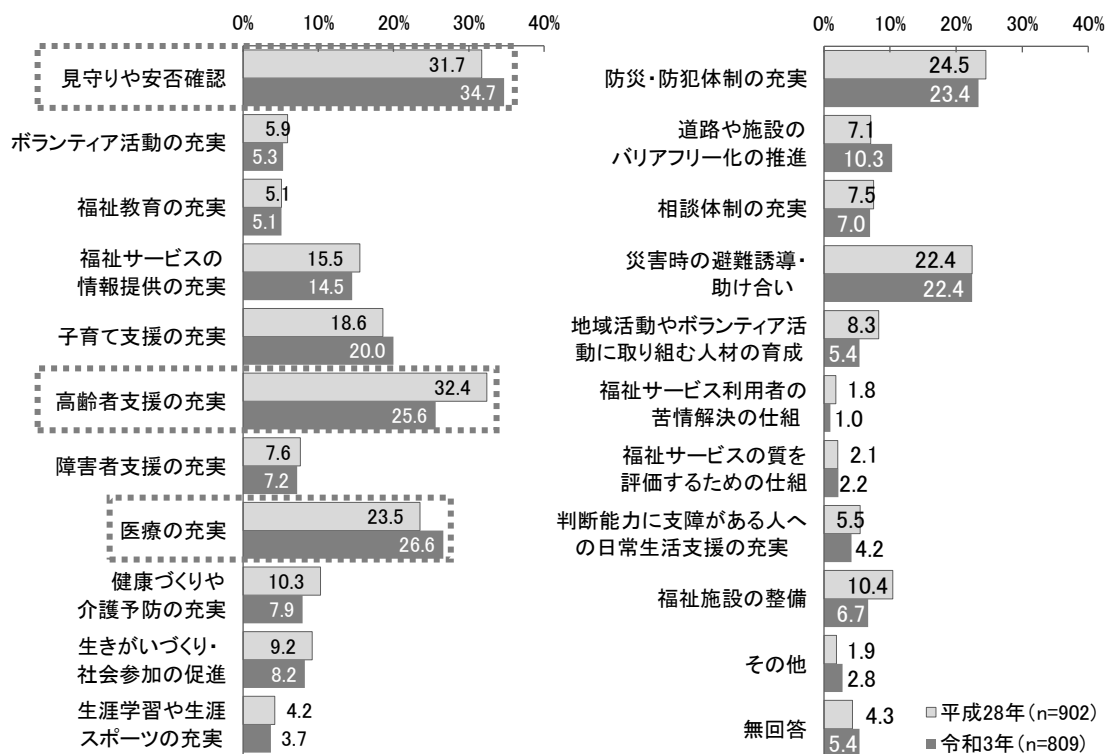
地域福祉を推進させていく上での行政と地域住民の関係について、「行政と住民が協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、次いで「まず家庭や地域住民の中で助け合い、解決できないことは行政が支援すべきである」が高くなっています。

■地域福祉を推進させていく上での行政と地域住民の関係(単数回答)



誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うことについて、令和3年度では「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「医療の充実」が高くなっています。経年で比較すると、特に「高齢者支援の充実」の割合が低く、「見守りや安否確認」、「医療の充実」の割合が高くなっています。

■誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うこと(経年比較)(複数回答)



(2) 活動者アンケート調査結果概要

本調査は、市内に居住する地域福祉活動を実践する民生委員児童委員や福祉委員等の地域福祉に関する意識や意見、地域で活動していく上での課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、実施しました。

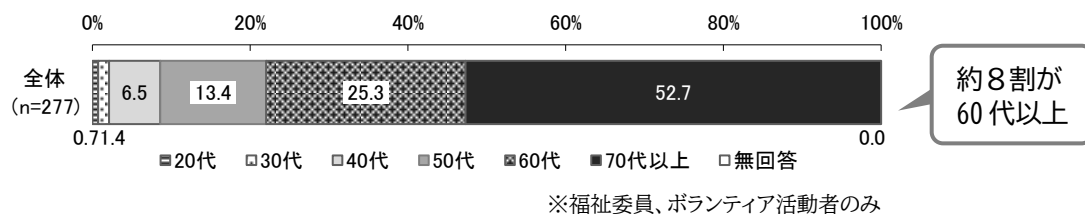
■活動者アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象者	民生委員児童委員 291 人、福祉委員 163 人、ボランティア活動者 248 人
抽出方法	悉皆調査
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年 11 月1日から 12 月 24 日
回収結果	有効回収数:529 件 有効回収率:75.4%

①活動者や活動の状況について

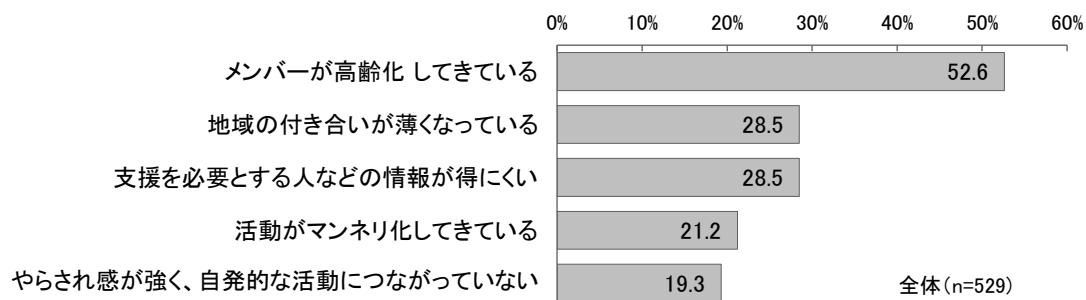
活動者の年齢について、「70 代以上」が最も高く、次いで「60 代」となっています。

■活動者の年齢(単数回答)



活動をしている中での困りごとについて、「メンバーが高齢化してきている」が最も高く、次いで「地域の付き合いが薄くなっている」、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」となっています。

■活動をしている中での困りごと(上位5位を抜粋)(複数回答)

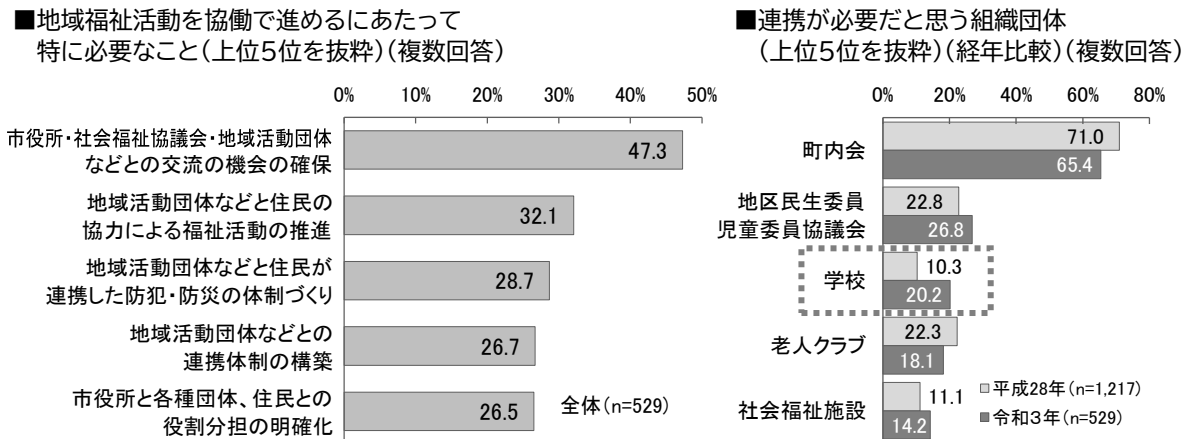


活動者区分別では、民生委員児童委員では「支援を必要とする人などの情報が得にくい」、福祉委員とボランティア活動者では「メンバーが高齢化してきている」の割合が高くなっています。

②団体間の連携について

地域福祉活動を市役所・社会福祉協議会・関係団体、住民と協働で進めるにあたって、特に必要なことについて、「市役所・社会福祉協議会・地域活動団体などとの交流の機会の確保」が最も高く、次いで「地域活動団体などと住民の協力による福祉活動の推進」となっています。

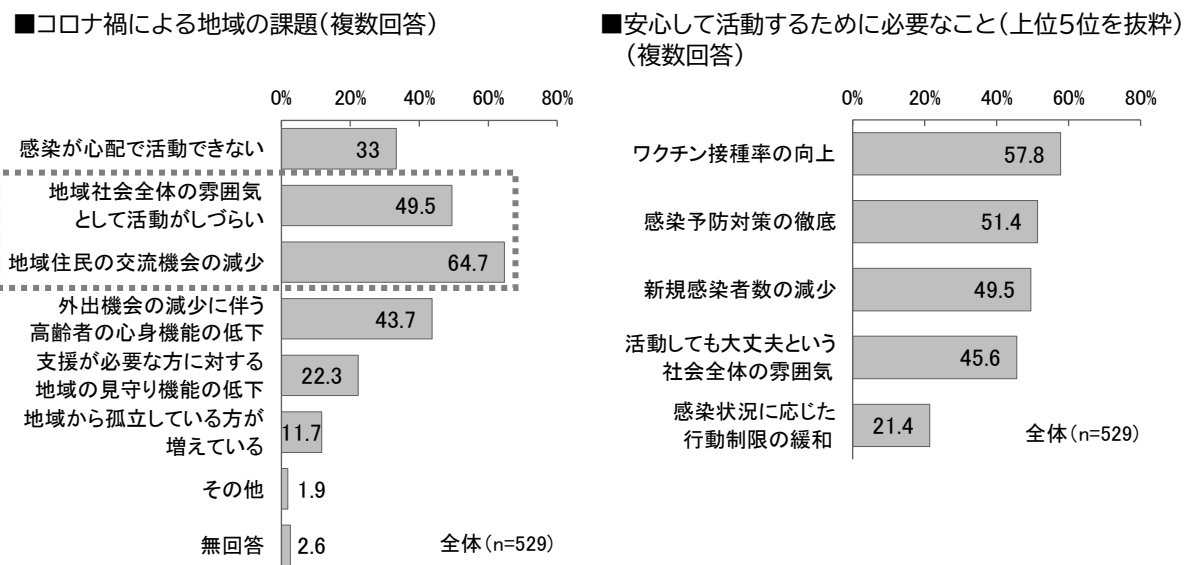
連携が必要だと思う組織団体について、「町内会」が最も高く、次いで「地区民生委員児童委員協議会」となっています。経年で比較すると、「学校」の割合が高くなっています。



③コロナ禍の影響について

コロナ禍による地域の課題について、「地域住民の交流の減少」が最も高く、次いで「地域社会全体の雰囲気として活動がしづらい」となっています。

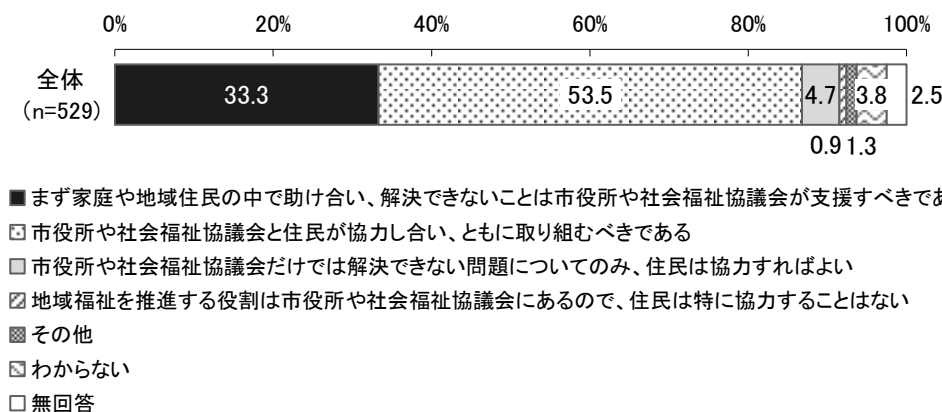
安心して活動するために必要なことについて、「ワクチン接種率の向上」が最も高く、次いで「感染予防対策の徹底」となっています。



④地域福祉全般について

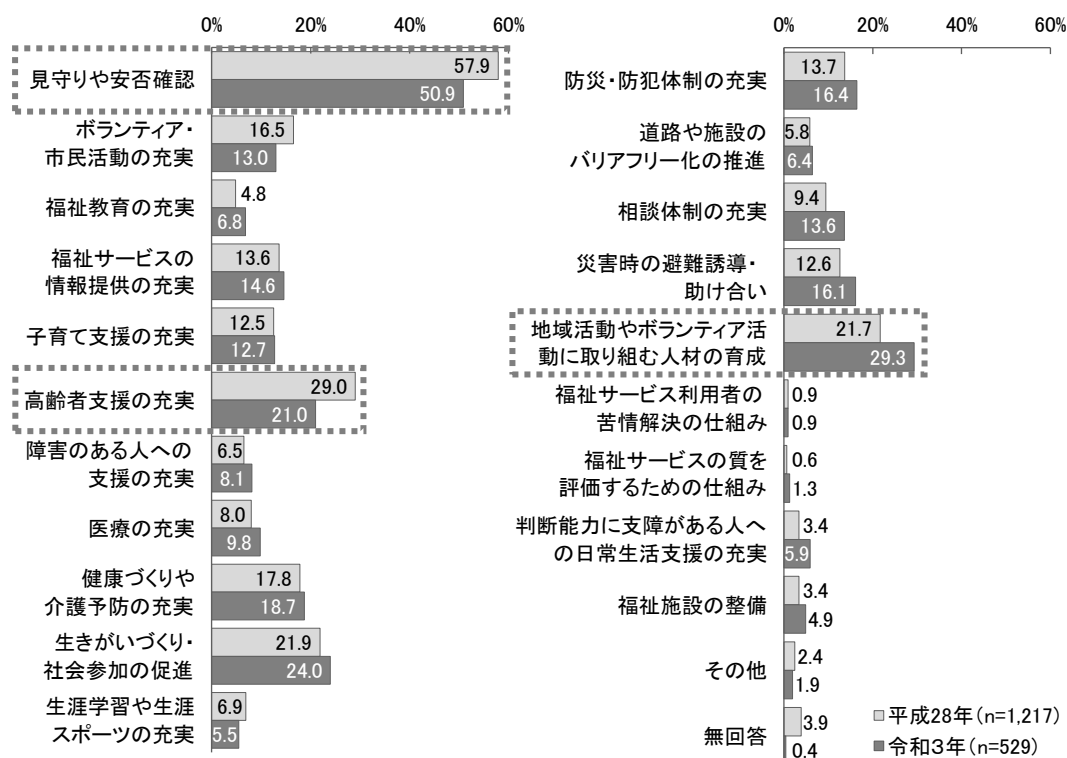
地域福祉を推進させていく上での市役所や社会福祉協議会と地域住民の関係について、「市役所や社会福祉協議会と住民が協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、次いで「まず家庭や地域住民の中で助け合い、解決できないことは行政が支援すべきである」が高くなっています。

■地域福祉を推進させていく上での市役所や社会福祉協議会と地域住民の関係(単数回答)

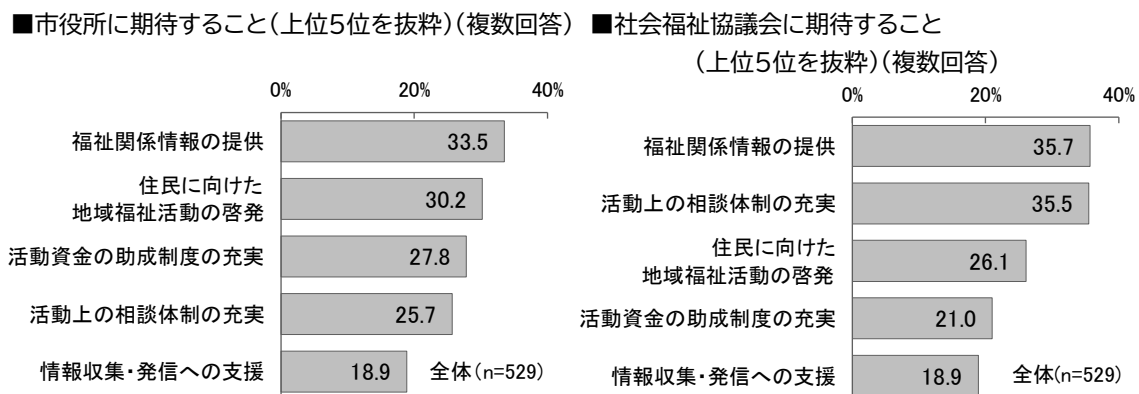


誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うことについて、令和3年では「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」が高くなっています。経年で比較すると、特に「高齢者支援の充実」、「見守りや安否確認」の割合が低く、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」の割合が高くなっています。

■誰もが安心して暮らしていくために必要だと思うこと(経年比較)(複数回答)



さまざまな地域福祉活動を推進していく上で、市役所や社会福祉協議会に期待することについて、市役所、社会福祉協議会ともに「福祉関係情報の提供」が最も高くなっています。次いで、市役所では「住民に向けた地域福祉活動の啓発」、社会福祉協議会では「活動上の相談支援体制の充実」が高くなっています。



3 福祉団体ヒアリング調査結果

本調査は、市内で活動する各福祉団体から地域の福祉課題を抽出するとともに、その解決につながる具体的な活動や、社会福祉協議会や市に求める支援方法等を検討するための基礎資料として、実施しました。

■福祉団体ヒアリング調査の概要

項目	内容
調査対象団体	・豊川市障害者(児)団体連絡協議会 ・市内高等学校 ・豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会 ・豊川市社会福祉施設協会 ・豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議 ・豊川市ボランティア連絡協議会 ・豊川市老人クラブ連合会 ・子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部
調査方法	事前のシート調査及び面談による聴取
調査期間	令和4年5月20日から7月8日

①豊川市ボランティア連絡協議会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・市内の介護施設や個人宅での傾聴訪問、電話傾聴 ・z o o m公民館、各種傾聴講座、介護支援サポーター養成講座等における傾聴活動 ・訪問施設、個人宅への絵手紙送付 ・訪問施設への「えんがわの会だより」の配布 ・ろう協等関係団体と手話体験を開催 ・聞こえない方との交流や情報保証等の協力 ・脳トレ、身体を動かすことへの支援
地域住民に 望むこと	・災害時の手助け ・民生委員児童委員の訪問活動における、傾聴という切り口からの相手の心に寄り添う対応の充実 ・現在参加の少ない人（男性、若者）の参加 ・役割としてではなく、主体的に楽しく自由にできるグループの立ち上げ
社会福祉協議会 や市に望むこと	・地域でのボランティア団体のPRと積極的活用の促進 ・男性が得意な分野のボランティア啓発 ・傾聴ボランティア活動を切り口とした、地域に住まれている独居高齢者の安否確認手段の充実 ・コミュニケーションボードの使い方の周知

②豊川市障害者（児）団体連絡協議会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・相談員としての活動 ・登下校の見守り、公園の草刈等 ・コロナ禍において孤独や不安の解消につながればと各種連絡事項を訪問 ・災害時に備えて、毎月1回程度ろう者協会会員の安否確認訓練を実施
地域住民に 望むこと	・ヘルプマーク（カード）を持っている人への声かけや支援 ・子どもの時から地域で障がい者も暮らしていることを知って理解、協力する ・災害時、避難所での障害者への理解、受け入れ ・自分の地区に障害のある人がいる事を知る ・日頃の声かけ、見守り
社会福祉協議会 や市に望むこと	・避難所体験会の開催 ・障害者理解のための民生委員児童委員との交流 ・いつでも気軽に相談できるカフェの設置協力 ・相談員さんと頻繁にコミュニケーションがとれ、アドバイスがもらえるように相談員数の増員 ・家族の心のケア ・窓口到手話ができる人を設置 ・福祉事業所自主製品のアピール、販売の場所、機会の拡大 ・学齢期に障がいのある人も一緒に地域で生活していることを知ってもらう機会づくり ・団体への入会を促進する対策 ・広報などによるイベントや家族会の周知

③豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・市民講座などについての情報提供 ・地域にある身近な相談窓口としての周知 ・要介護度に限らず困っている方が気軽に相談できる事業所づくり ・高齢者だけでなく、家族についての支援（障害者支援、成年後見、生活保護など） ・地域の方から相談を圏域の包括支援センター、各関係機関につなげる ・地域の会議等に参加、社会資源の発掘や情報提供 ・訪問診療、訪問看護などと連携した自宅での看取りの支援
地域住民に 望むこと	・独居や高齢者世帯に対して、関心を持って見守りや声かけ ・困っている人や気になる人について市や高齢者相談センターにつなげる ・町内会活動を通じた、日頃のあいさつや安否確認など、顔の見える関係性づくり ・施設行事や避難訓練等への参加
社会福祉協議会 や市に望むこと	・相談窓口であることの周知、アピール ・複合的な課題を持っている世帯への支援の連携 ・小さな困り事を解決できる地域ボランティアの育成 ・LINEやホームページのさらなる周知 ・要介護、要支援者でない高齢者世帯や独居の方の買い物や通院の支援

社会福祉協議会 や市に望むこと	・本人に身近な方が市民後見人として支えていく体制づくり ・地域住民に対しての成年後見制度の周知 ・医師や専門職と地域との強いつながりができるような環境づくり ・活動内容、社会資源等の情報提供・共有するツールづくり
--------------------	---

④豊川市社会福祉施設協会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・防災活動、非常時の福祉避難所 ・高校、資格取得希望者の実習、中学などの体験学習の受け入れ ・入所小学生の登下校見守りを通じた、地域の小・中学生に対する見守り支援 ・地域の方、高齢、障害のある方が日本の伝統芸能に触れる機会の提供 ・イベントを通じた福祉サービスの理解促進と利用者との交流促進 ・広報等を通じた障害の理解促進 ・夏祭り等交流活動、認知症カフェ
地域住民に 望むこと	・災害時の協力 ・施設利用者の見守り支援 ・地元の資源の活用やお祭りへの参加を通じた交流 ・施設や障害への理解。 ・相互協力できるような関係性の構築
社会福祉協議会 や市に望むこと	・社会福祉事業のイメージアップや市民の理解を深める取り組み ・地域住民へ福祉避難所の周知と具合的な体制などの指導 ・利用できる福祉サービスや制度の情報提供をより充実 ・オンラインなどの活用 ・高齢・障害等の支援機関の連携強化 ・ふれあい活動の拡充 ・情報ツールなどの活用したつながりの強化 ・ワンストップ窓口 ・福祉課・教育委員会と連携し、小中学校での障害者や高齢者、施設への理解を深めるような取り組み

⑤子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・保健センターの事業「ブックスタート」と「2歳児健診」のサポートへの参加 ・防犯のために警察と保育園を巡回 ・高齢者サロンでの紙芝居 ・絵本を通じた子どもや高齢者等、分野関係ない活動
地域住民に 望むこと	・子育てネットワーカーのことをもっと知ってもらう ・子育てネットワーカーさまざまな人材の活用 ・地域の子育てサロンやサークルのお手伝い ・読み聞かせや工作等、活動依頼
社会福祉協議会 や市に望むこと	・子育てネットワーカーの活用 ・子育てサロン・サークルへ活動内容等の周知

⑥豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・必要に応じた事業拡大 ・ほの国ネットワークと協力し、年1回「精神保健福祉講座」を地域向けや、利用者向けに開催 ・不用品買取等を通じた地域の人との交流
地域住民に 望むこと	・精神障がい者への理解 ・障害児者が地域で普通に暮らしていけるよう障害に対して、少しでも理解や歩み寄りの意識を持つ ・公共の施設や在宅、交通機関などへのバリアフリー化の促進について、他人事ではなく自分事としての理解や協力 ・災害時の協力 ・障害のあるなしに関わらず、心配なこと気になることや人などについて、関係機関への連絡 ・民生委員との接触の機会を設ける ・相談支援員ができる範囲やできない範囲などの周知
社会福祉協議会 や市に望むこと	・高齢者分野、CSWとの連携 ・相談支援専門員など人材の確保 ・24時間対応窓口の設置 ・何をしているか、何をしてくれる機関なのかの周知 ・障害者の方が集まれる場所やレクリエーションの情報提供 ・現場の実態を理解した各課や専門機関の連携、協働 ・子どもの虐待、不登校、不就労、引きこもり等への対策、支援 ・制度の充実や手続きの簡易化 ・ホームページやパンフレットの見やすさの改善 ・放課後デイサービスのような日中活動終了後、しばらく預かってもらえることができるような支援

⑦豊川市老人クラブ連合会

項目	主な意見
団体として 地域貢献 できること	・小学校卒業記念作品制作指導 ・小学生の朝の通学見守り ・地元信金との連携事業「老人会の作品展」を通じた地元との交流 ・地域住民との盆踊り、朝のラジオ体操などの行事参加による交流事業 ・敬愛訪問活動の充実
地域住民に 望むこと	・災害時の援助組織の充実 ・誰でも立ち寄ることのできる高齢者の集合場所の充実 ・具体的な役割の充実、特に災害時の責任者の設置 ・できるだけ多くの人に参加してもらうための日常的な声かけ
社会福祉協議会 や市に望むこと	・支援体制のわかりやすい周知 ・オンラインによる連絡&会議の早急な実施 ・全国老人クラブ連合会他関連団体の情報収集、提供 ・地域密着型高齢者集会施設の設置 ・年齢重視でタクシー券、バス利用券の発行

社会福祉協議会 や市に望むこと	・オープンカレッジのような趣味の学習講座の無料化 ・町内会活動の充実と活性化のための支援
--------------------	---

⑧市内高等学校

項目	主な意見
実施している活動	・ウクライナへの募金 ・エコキャップ集め ・花壇への花植え ・自宅の近隣の神社、高齢者が住んでいる家、道路の清掃、除草作業 ・赤い羽根募金 ・アイシティECOプロジェクト（コンタクトレンズケースリサイクル） ・夏休みの学校での物づくり教室 ・献血ボランティア ・カーボンニュートラルの活動
住んでいる地域の良いところ	・緑、自然豊か ・住民が親切で仲が良い ・明るいあいさつが盛ん ・公園の多くが住宅地の近くにあり、親子で気軽に遊びに来ることができる ・長い歴史が残るまちなみ ・大葉、トマト、バラなどの農産物の生産量は全国トップレベル ・都心部の名古屋までのアクセスが良好 ・いなりんというキャラクターが好き ・学校が自然に囲まれているところ（学校で鹿を見られてうれしかった） ・事故対策を頑張っている（0の日とか）
住んでいる地域の不安なところ	・高齢化が進んで、支援を十分に受けることのできない方もいるのでは ・自然豊かな分、自然災害や地震、洪水、害虫の発生等が心配 ・交通事故の多さ ・交通ルールを守れていない人が多い ・通学路の街灯が少なく、冬季など部活動や補修後の帰宅時間が遅くなると通学に不安 ・通学路の車通りが多い ・交通の便が悪い

4 地域福祉懇談会

本計画の策定にあたっては、10 中学校区 34 地区において地域福祉懇談会を開催し、身近な地域における課題や今後、地域で取り組むべきことについて、検討を行いました。

■地域の課題

テーマ	主な意見の内容
1 助け合い意識	・新しい世帯の転入があるが、交流が少ない ・隣人同士でも顔を合わせて声を掛け合うことが少ない ・地域福祉に関する意識が低い
2 地域交流・ふれあいの場	・学校とのつながり、子どもとのつながりが減った ・若い世代との交流機会がない ・集会所が活用されていない ・三世代交流の機会が少ない
3 見守り活動	・見守り隊の高齢化 ・独居の高齢者世帯、空き家が増加している
4 ボランティア・市民活動	・老人クラブの会員は多くいるが、旗振り役がいらない ・活動者の高齢化 ・サロンへの男性参加者が少ない ・若い世代の育成、各組織の後継者不足
5 町内会活動	・町内会を抜ける人が増えている ・役員のなり手がいない
6 地域活動者の連携	・民生委員児童委員等の地域活動者同士の交流機会の減少 ・老人クラブ、こども会、PTA組織の連携が必要
7 情報提供	・個人情報取り扱いが難しく、情報の共有が難しい ・高齢者に必要な情報が届いていない ・町内会未加入者に対して情報の提供ができない ・マナーを守らない人がいる
8 身近な地域の環境整備	・交通の便が悪く、買い物や通院等の外出が不便 ・免許返納者の買い物や外出が不便 ・コミュニティバスの利用者が少ない
9 防災・防犯活動	・防災意識が低い ・校区の防災備品について、地域住民への周知が不足している ・地域の協力体制や避難場所の整備など災害への備えが必要 ・災害時避難行動要支援者の把握が必要 ・交通量が多く危険な場所がある
10 コロナ禍の影響	・地区活動がコロナ禍においても継続できる仕組みづくりが必要 ・コロナ禍で休止になったサロンがある ・コロナ禍により、地区のイベントが中止となり、交流の機会が減少した ・コロナ禍の影響で地域福祉活動や行事の休止期間が長くなると活動方法を知っている人が少なくなり、再開できるか心配

5 本市の地域福祉の主要課題

第3次の目標に対する評価による残された課題、各種アンケート調査等から分かる本市の主要課題を横断的に取りまとめ掲載し、第4次の施策に反映していきます。

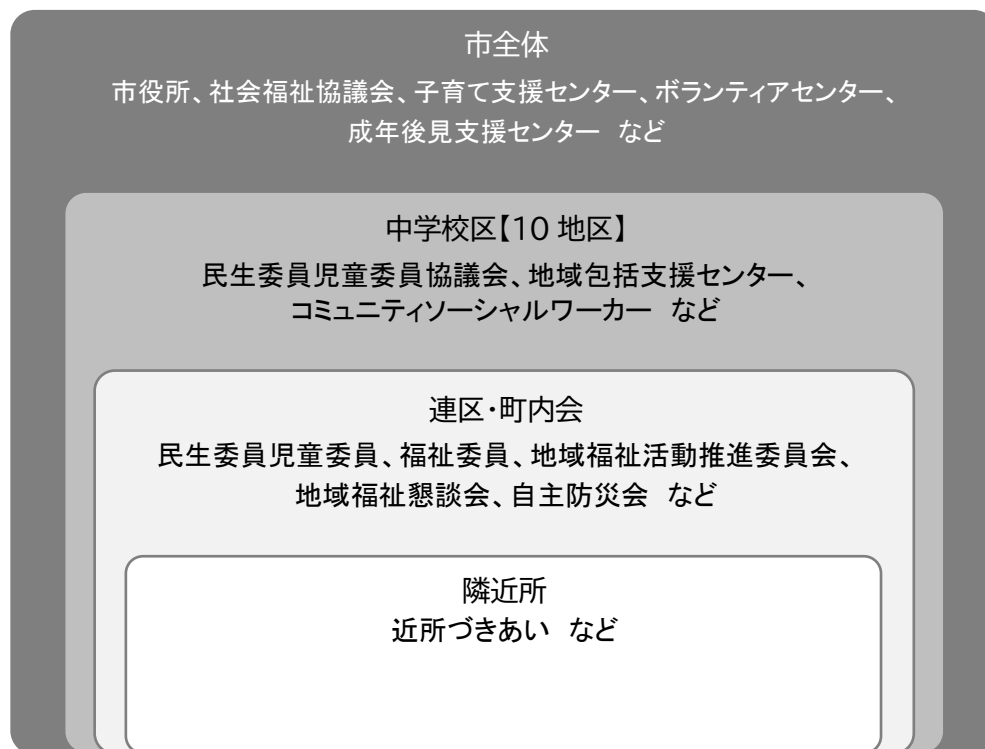
第3章 計画の基本的な考え方

1 本市における地域の範囲

地域福祉の効果的な推進のためには、市全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、身近な地域で取り組むことなど、市全体や地区、隣近所などそれぞれの地域の範囲に応じた体制を整備することが重要です。

本計画では、以下のように地域の範囲を設定して取り組みを推進していきます。

■豊川市における地域の考え方



2 基本理念

本市では、前回計画において、基本理念を「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる支えあいのまち～」と設定し、地域福祉を推進してきました。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支えあい機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中で、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めて行く必要があります。

本計画では、前回計画の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる地域共生社会～」を掲げて、地域福祉の推進を図っていきます。

基本理念
ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ
～みんなでつくる地域共生社会～

3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、各施策を推進していきます。

以下の4つの基本目標は、前回計画の進捗評価や各種調査の結果等から見る本市の課題、社会潮流等を踏まえ、今後の方向性を検討した上で設定しています。

なお、基本目標は、市と社会福祉協議会が同じ方向性で推進するものとし、それぞれの役割は各施策の中で示します。

基本目標1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

福祉を学ぶ機会や、地域の問題や課題を共有する機会を充実し、市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域で顔の見えるつながりづくりを促します。また、誰もが地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、さまざまな世代の方が利用しやすい居場所や拠点の整備や、市民が主体となって運営する交流の場づくりを支援します。

基本目標2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます

地域活動の基盤となる地域組織団体の活性化を図るため、活動への支援を行います。また、地域福祉の担い手であるボランティアや市民活動団体が活発に活動できるよう、新たな人材の確保や育成を進めるとともに、市民が地域活動等に参加しやすい環境の整備や活動者同士の連携を支援し、住民参加のまちづくりをすすめます。

基本目標3 必要な方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます

権利擁護や生活困窮者支援の推進、判断能力に不安のある方への支援体制を強化します。また、必要とする方に必要な支援が届くよう、総合的な相談支援体制の充実や福祉サービスの充実、適切な利用促進を図るとともに、関係機関と連携体制の強化を図り、分野を超えた多様なニーズに対応できる体制づくりをすすめます。

基本目標4 安心・安全に暮らせるまちづくりをすすめます

バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、移動手段の確保のための取り組みを進めます。また、日頃からの防災・防犯活動を充実させ、意識の向上を図るとともに、見守りや声かけなど地域の見守り活動をすすめます。

4 施策体系

基本理念

ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ みんなでつくる地域共生社会

基本目標

基本方針

施策



第4章 施策の展開

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

基本方針 1-1 地域の助け合い意識の醸成



【現状と課題】

- ・ アンケート等各種調査結果などから課題や現状について書きます。アンケート等各種調査結果などから課題や現状について書きます。

【目指す方向】

基本方針ごとに目指す方向を記載します。

【具体的な取り組み】

市民・地域の取り組み

- 福祉教育に関心を持ち、体験学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 身近な地域活動と学校の各種活動との連携を深めましょう。
- 地域における福祉教育・体験学習に、情報や人材・場の提供等に積極的に協力しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

施策① 助け合い意識の醸成・啓発

No.	取り組み	内容
1		
2		
3		
4		

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第6章 地域の取り組み

- 1 東部中学校区懇談会
- 2 南部中学校区懇談会
- 3 中部中学校区懇談会
- 4 西部中学校区懇談会
- 5 代田中学校区懇談会
- 6 金屋中学校区懇談会
- 7 一宮中学校区懇談会
- 8 音羽中学校区懇談会
- 9 御津中学校区懇談会
- 10 小坂井中学校区懇談会

桜木地区

まちづくりのテーマ

楽しい行事が多いまち



『地域のよいところ』と『現在の地域課題』

【地域のよいところ】

- ・災害が少なく、自主防災制度が確立している。
- ・防犯灯が整備されている。
- ・公園があり、買い物に都合の良い立地である。
- ・老人クラブで公園や集会所の掃除、草取りをしている。
- ・ふれあいサロンに多くの人に参加している。
- ・社協会委員数が少しずつだが増えている。

【地域課題】

- ・町内会を抜ける人が増えている。
- ・町内会加入者と未加入者の把握が進んでいない
- ・個人情報の取り扱いが難しく、情報の共有が難しい面もある。
- ・学校との繋がり、子どもたちとの繋がりが減ってしまった。
- ・老人クラブの会員はたくさんいるが、旗振り役がいない。
- ・高齢者に必要な情報が届いていない。

『楽しい行事が多いまち』づくりに向けた具体的な取り組み

- ・防災をきっかけとした情報共有。校区内の要支援者の全体像の把握。
- ・要支援者の非難を確実にを行う方法の検討。個別避難計画の策定。
- ・サロンの参加要件や規約を整え、誰が参加できるのか明確にしていく。
- ・サロンに参加できない方や、一人で不安を抱えている方への見守りの推進。
- ・防犯や防災の充実を切り口にした町内会への加入促進。
- ・安全で安心できる通学路の整備（交差点での交通安全見守り、通学路の除草・清掃、はみだし樹木の剪定・刈込）
- ・老人クラブの加入促進。

第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画

現在、成年後見支援センター運営委員会で内容を検討中。今後、内容が決定次第、地域福祉計画推進委員会でもお示しします。

第8章 重層的支援体制整備事業への 取り組み

本市の重層的支援体制整備事業への取り組みを記載していきます。

第9章 資料編

最終的に、策定経緯や地域福祉計画推進委員会の設置要綱・委員名簿等を掲載します。